

## 会 議 録

□全部記録 ■要点記録

<b>1 会議名</b>	第1回 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議
<b>2 開催日時</b>	令和3年7月30日(金曜日) 10時00分～11時40分
<b>3 開催場所</b>	姫路市役所 10階 第4会議室
<b>4 出席者又は欠席者名</b>	委員 高田座長、大森副座長、白井委員、大幸委員、紺谷委員、川原委員、稲葉委員、東委員、小久保委員 欠席 高橋委員、瓦井委員 事務局 健康福祉局長ほか4名
<b>5 傍聴の可否及び傍聴人数</b>	傍聴可、傍聴人1名
<b>6 議題</b>	(1) 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議について (2) 姫路市のDV対策の推進状況等について (3) 第3期計画の基本的な考え方について
<b>7 会議の全部内容又は進行記録</b>	詳細については別紙参照

事務局	<p>1 開会 (10 : 00)</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 座長選任</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議について (資料1-1から資料1-3に基づき説明)</p> <p>【質疑応答】 なし</p> <p>(2) 姫路市のDV対策の推進状況等について (資料2-1から資料2-5に基づき説明)</p> <p>【質疑応答】</p>
J 委員	資料 2-2 の 1 項目めに出てくる「子どもを利用した暴力」は、どのような暴力を意味するのか。
事務局	被害者だけでなく子どもの前で非難するなど子どもを巻き込んだものことである。
A 委員	子どもの前で暴力を振るったり、脅しをかけたりすること。また、自分の大切にしているものに被害を与えるということも含まれると考える。
G 委員	資料 2-1 の (1) の相談者数であるが、これは各機関の相談実績が挙げられているが、こども支援課に相談し、男女共同参画センターに相談した場合は、件数が重なっているのか。
事務局	そうである。それぞれの機関での件数であり、匿名での相談もあるため、重なっている可能性がある。
G 委員	こども支援課で相談を受けて、DVに関係するから、DVセンターに相談するということもあるのか。
事務局	そういうケースもある。DVセンターで相談業務にあたっている際、明らかに子どもがおられる場合であれば、こども支援課に連絡して、連携して相談業務に当たることもある。
B 委員	資料 2-1 の (1) の説明の中で、DVセンターの平成 28 年度の相談件数が第三者を含む相談者数から本人からだけの相談になったのは、なぜか。
事務局	国の統計の取り方が変わり、集計方法が全国的に変更となった。

B 委員	平成 28 年度以降は、本人以外の相談は受け付けていないのか。
事務局	第三者からの相談も受け付けているが、できれば本人から連絡をいただけるようお願いしている。もし、本人から相談があった場合は相談件数に加えている。
G 委員	被害を受けたことがある家庭の約 3 割で子どもへの被害があると、資料 2-5 にデータがあったが、子どもの虐待への連携についてはどうなっているのか。
事務局	子どもの虐待があれば、こども家庭総合支援室やこども支援課から、DVセンターでの相談歴についての確認があり、相談歴がない場合はDVセンターへの相談を勧めてもらっている。また、DVセンターからは、電話相談の際、子どもの前での暴力があれば、面前DVとなるため、本人の了解を得て、こども家庭総合支援室に繋ぐ場合もある。
B 委員	近所からのDVに関する相談があれば、どのように対応、確認をしているのか。
事務局	第三者から情報が入っても、DVセンターから連絡はしていない。被害者本人の意思もあるので、このような場合は、本人からDVセンターへ連絡してもらうように、第三者をお願いしている。現場の状況の確認はしていないが、緊急を要するようであれば、警察署へ相談してほしいと伝えている。
A 委員	警察署の支援体制はどうか。
H 委員	基本的に警察署に相談があった場合は、事件性、緊急性、切迫性などを考慮しつつ、事案ごとに確認を行っている。また、児童虐待に関しては、必ず県のこども家庭センターへ通告を行い、対応している。 近所からの通報については、周囲の状況等の信憑性を確認して、基本的に身体的暴力があれば、被害者の安全確保を行っている。
事務局	DVセンターに来られた被害者の方の情報については、こちらから警察署に情報提供をしている。また、警察署から情報提供を受ける場合もある。 近所からの通報は、夫婦喧嘩なのか、身体的暴力なのか、それまでの経緯もわからないため判断は難しい。DVセンターとしては、被害者本人からの連絡が入口となる。先程話にあった近所からの連絡もそうであるが、DVセンターから本人へ直接連絡することができないので、DVセンターへの案内を依頼している。
A 委員	親族などの関係性がないと、近所の人から、被害者に対してDVセンターへ相談しろというのは難しい。児童虐待は通報が義務づけられているが、DV防止法では、住民からの通報は努力義務である。
H 委員	警察署は、連絡があれば、重大な事件に発展する場合もあるため、匿名で連絡があったということで安全確認を行っている。市からの情報を得ることもあるので連携した対応が重要になると考えている。
G 委員	DVの一時保護先は県の女性家庭センターとなるが、現在、民間シェルターの活用に国も力を入れており、助成も行っている。市では、県内や市内の民間シェルター数を把握しているのか。
事務局	すべては把握していないが、DVやシングルマザーの支援を行っている神戸市の

	<p>認定 NPO 女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべが民間シェルターを運営していることは確認している。また、市内には民間シェルターはないと認識している。</p>
A 委員	<p>民間シェルターへの支援は行っているのか。</p>
事務局	<p>本市では、一時保護は、県下唯一の公的機関である兵庫県女性家庭センターに依頼しており、センターへの依頼で対応ができています。そのため、民間シェルターへの支援は行っていません。</p>
A 委員	<p>13歳以上の男の子がいた場合、女性家庭センターでは一時保護してくれないと思うがどうか。今のところ、姫路市にはいないということでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、13歳以上の男の子がいる被害者はいないため、一時保護で問題はない。</p>
D 委員	<p>資料2-1(6)の一時保護後の行先とは何か。</p>
事務局	<p>一時保護後の行先とは、一時保護が約2週間程度となるため、その後の被害者の行先を示している。DVセンターからは母子寮3名、グループホームが2名などとなっている。また、警察署からの一時保護後の行先も明示した。</p>
A 委員	<p>ほかに、県の女性家庭センターに入所できる条件、出来ない条件はあるのか。県の一時保護について聞きたい。</p>
事務局	<p>入所できるかどうかは、身辺自立ができていないかどうかによる。たとえば、重度の身体障がい者の方や、自分で自分のことが出来ない方、自分の子どもの世話を出来ない方の受け入れはしてもらえない。また、基礎疾患がある場合は、常備薬を持参するなどの条件もある。大きな子どもがいれば、一時保護先が婦人寮等に委託される場合もある。</p> <p>また、女性家庭センターは、禁酒・禁煙であり、外部と連絡をとらないように携帯電話の使用も禁止されており、一時保護には、これに同意できる方しか入所できない。</p>
A 委員	<p>毎年実施している被害者へのアンケート調査では、苦しいなかで、支援を受けてよかったとの感想があり、被害者支援については頑張っていると思う。</p> <p>一方、啓発については、コロナ禍で対応しづらかったと思うが、DVへの支援だけでなく、次世代にDVを残さないために若者への啓発が重要である。資料2-3の14ページ下段でデートDVに関して、啓発資料の配布や市政出前講座の開催数を実績に挙げているが、計画段階での配布枚数や出前講座の開催予定をどう見込んでいたのかを聞きたい。</p>
事務局	<p>若年層向けの男女共同参画啓発資料については、例年同様、6月に教育委員会を通じて、市内の中学1年生全員に配布している。</p> <p>また、高校生向け市政出前講座については、今年度は、市立飾磨高校の1年生を対象にした開催が1回あった。例年であれば、市内にある市立高校3校で開催している。</p>
A 委員	<p>デートDVに対しては、中学、高校を挙げているが、特に中学校での教育が必要である。取組に対して、数値目標を取り入れるべきではないか。また、学校はD</p>

事務局	Vの啓発に対する予算がないと思うが、市は学校に対し予算措置しているのか。 していないと思う。
A 委員	資料2-3については、評価4を付けた施策が多いが、その理由がクリアでない。何をもちて達成したというのか。例えば、15ページの(3)民間関係者への啓発の推進では、計画段階で、「団体に講師を紹介するなど働きかけを行う。」としつつ、実績においても、研修の実施等を働きかけたとして、評価4としている。働きかけで、なぜ実施したことになるのかわからない。本来は評価3となるべきではないか。
事務局	コロナの関係で、当初予定していた計画どおりにできていない項目もあるが、各課の評価は、コロナ禍の事情も考慮した判断になっているように感じる。
A 委員	研修については、Webなどを活用して実施する方法もあったのではないかと。次年度以降、実施していく方向で検討をいただきたい。コロナ禍ではあるが、このような状況のなかで、一生懸命頑張ったという事業がないように思う。被害者支援は頑張っているが、啓発教育はもう少し頑張りたい。次期計画では、啓発教育が重要な位置づけになると思う。男女共同参画推進センター長には出席していただきたい。
事務局	学校での講師招聘は、各学校の取組みとして考えていただく。教育委員会との連携も必要であると考えている。
I 委員	講演会は、講師が無料で来てくれる場合もあるため、あまり経費がかからないが、学校としては、時間の関係で、講演会を開催できない。コロナ禍で外部講師は辞退している状況もある。 また、小学校現場では、母親からのDVに関する相談はなく、警察署からの連絡で確認することが多い。小学生は何も言わないので、さり気なく様子を見守っている。
事務局	児童相談所から、面前DVの連絡があれば、状況に応じて確認をしている。また、職員が親に注意喚起もしている。
K 委員	現在、就労支援に携わっている。コロナ禍のため、自分自身、啓発の難しさを実感している。現在、就労相談は対面ではなく、オンラインで行うことが多い。コロナ禍で、家族が家にいるため、予約していた相談を、キャンセルされる場合もある。また、就活相談だが、夫の暴言やパワハラ、離婚の話が出てくる場合もある。
J 委員	DV発生後の対策はしっかりと出来ているように感じる。重要なのは事前啓発であり、発生前の取組みが重要である。例えば、結婚するときは幸せなので、その愛情があるうちに、何らかの啓発教育が出来ないものかと考えている。例えば、婚姻届を提出する際に、DV防止の教育をすれば、抑止力に繋がるのではないかと。
事務局	そういったご意見を、今後取り入れていき、新しい計画にも反映できればと考えている。
A 委員	計画策定にあたっては、他機関である労働や学校、戸籍等の市の窓口との連携を

事務局	<p>どうするのか、他団体との関係が課題である。</p> <p>(3) 第3期計画の基本的な考え方について (資料3に基づき説明)</p>
A 委員	<p>【質疑応答】</p> <p>今の資料はこれだけであるが、策定していくなかで、委員から現在の状況などについて質問が出ると思うが、それには事務局の方で答えていただけるということでしょうか。</p>
事務局	<p>資料3の形を基本として、第2期計画をベースに、計画の体系に新規、拡充の施策を盛り込んでいく予定である。次回の策定会議では、粗いものではあるが計画の体系等を提示し、委員よりご意見をいただきたい。また、質問については答えていく。</p>
A 委員	<p>メンバーの中に、男女共同参画推進センターに入ってもらえることは可能か。</p>
事務局	<p>今回は業務の都合で欠席となっている。次回は参加できるように調整する。</p>
A 委員	<p>第2期計画では、「相談体制の充実」を最初に掲げていたが、第3期計画では「啓発・教育の推進」を最初に掲げている。啓発・教育に力を入れようとする姿勢の表れだと考える。市役所に来る市民は限られており、イオン姫路店などの商業施設にDVカードやポスターを掲示することは、他の市町村ではあまり見られない良い取り組みである。相談件数については、平成28年度以降も上昇傾向である。第3期計画の基本的な考え方については、事務局案で進めていきたいと考えるが、他の委員の皆様はどうか。</p>
委員	<p>委員同意</p> <p>終了 (11 : 40)</p>